

改正

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市美術品等収集審査会条例

(設置)

第1条 高松市美術館及び高松市塩江美術館（次条において「美術館」という。）における美術品その他美術に関する資料（次条において「美術品等」という。）の収集を適正かつ円滑に行うため、高松市美術品等収集審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審査する。

- (1) 美術館が購入し、又は寄贈若しくは寄託を受けようとする美術品等の評価に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、美術品等の収集に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、委員8人以内で組織する。

- 2 審査会の委員は、学識経験者のうちから、市長が教育委員会の意見を聴いて委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審査会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市職員のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
- 3 幹事は、審査会に出席し、審査事項について意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この条例による最初の審査会の会議及び委員の任期満了後における最初の審査会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。